

# お宅のブロック塀 は安心ですか？

～ フロック塀の維持管理は、所有者等の責任です。まずは自己チェックを！ ～

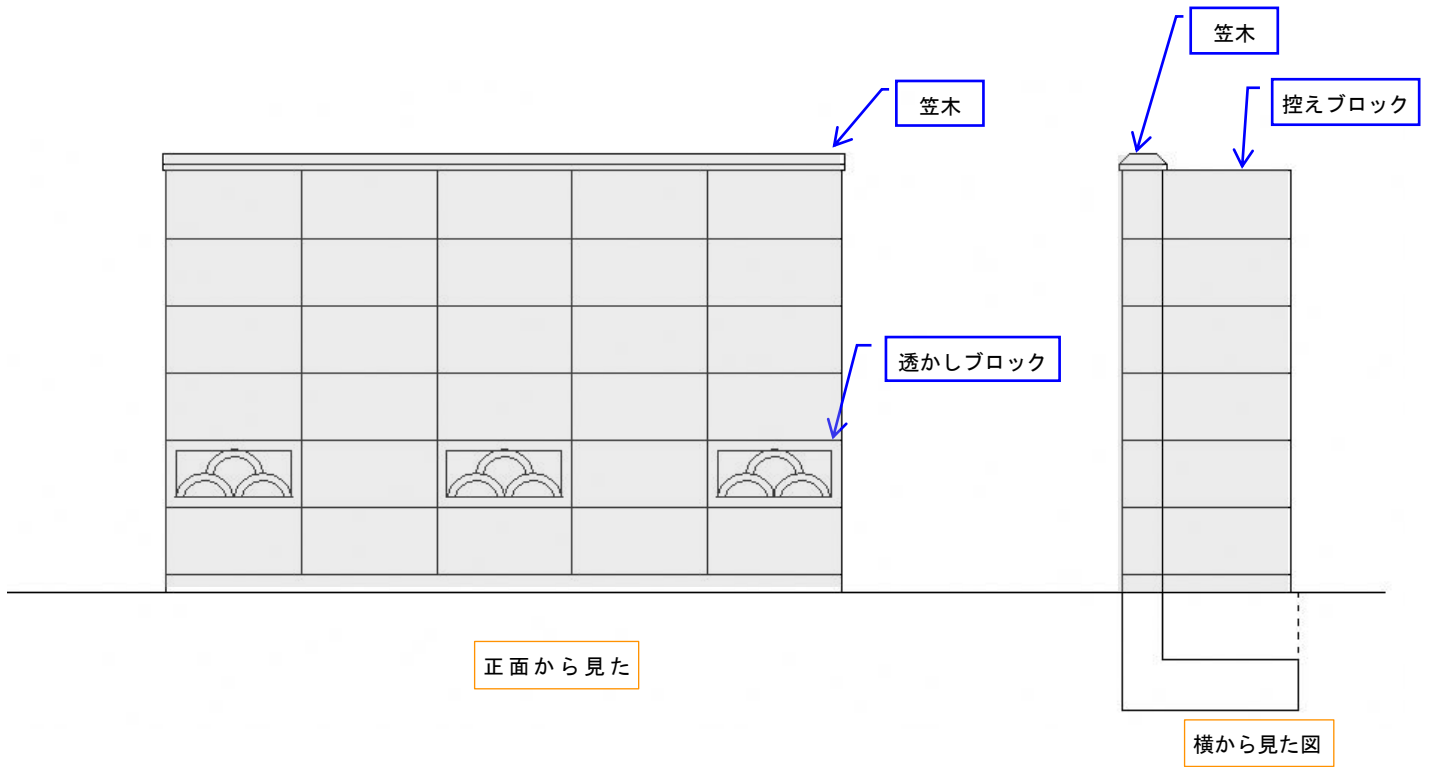


平成30年6月

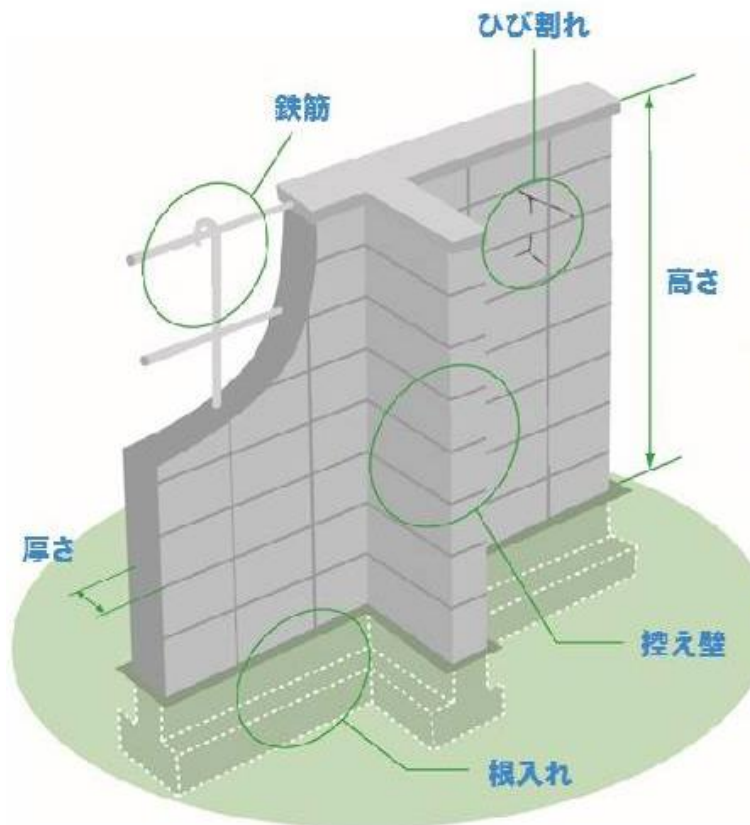
長崎県被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定協議会

(略称：長崎県危険度判定協議会)

# ブロック塀のイメージ（用語の解説）



## ブロック塀のイメージ



出典：  
パンフレット「地震からわが家を守ろう」 日本建築防災協会 2013.1より一部改

## 1. 建築基準法のブロック塀に関する規程

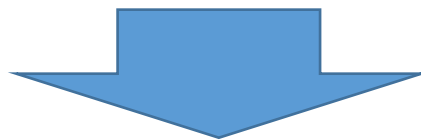
### 補強コンクリートブロック造

#### 建築基準法施行令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2m 以下の塀にあっては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従った構造計算※によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2m 以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15cm（高さ 2m 以下の塀にあっては、10cm）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあっては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあってはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上とすること。

※ 国土交通大臣が定める基準に従った構造計算とは、平成 12 年 5 月 23 日建設省告示第 1355 号を示す。



**建築基準法に適合しているか否かについては、見えない部分の確認も必要になるので、建築士などの専門家への相談をお勧めします。**

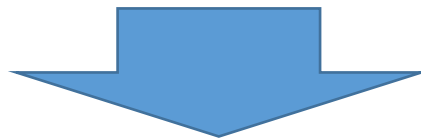
## 組積造

※ 鉄筋で補強されていないブロック塀は組積造の塀として扱う。

### 建築基準法施行令第61条

組積造の塀は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、1.2m以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上とすること。
- 三 長さ4m以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの1.5倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20cm以上とすること。



**建築基準法に適合しているか否かについては、見え  
ない部分の確認も必要になるので、**建築士などの専門家**  
への相談をお勧めします。**

## 2. ブロック塀の安全性に関する簡易診断

※（公社）日本エクステリア建設業協会の「ブロック塀の安全点検表」を参考に作成しています。

### 点検項目 1

No.	確認項目	該当
1	ブロック塀が石垣や大谷石の上に建築されている。	
2	ブロック塀にひび割れ、亀裂、破損箇所が多くある。	
3	樹木などがブロック塀やその基礎部分を押ししている。	
4	見ただけでブロック塀の傾きが判る。	
5	ブロック塀を少し押しただけでもグラつく。	

1つでも  
該当がある

該当が  
全くない

**建築士などの専門家への相談をお勧めします。**

点検項目  
2へ

### 点検項目 2

No.	確認項目	Yes・no
1	建築後 15 年以上経つ塀ですか？	
2	高さは 1.6m 以上ある塀ですか？	
3	途中から新たに積み増しをしている塀ですか？	
4	ブロック塀の厚さは 10cm の塀ですか？	
5	透かしブロックを連続して 2 個以上使われている塀ですか？	
6	控えブロックがない、あるいは少ない塀ですか？	
7	一番上段の笠木が壊れたり、欠けたりしている塀ですか？	
8	鉄筋が露出している所がある塀ですか？	
9	ブロック表面に苔やカビ菌が付着している塀ですか？	
10	ブロックを基礎として使用している塀ですか？	

3つ以上  
yes がある

yes が  
2つ以下

**建築士などの専門家への相談をお勧めします。**

**ブロック塀が倒壊する危険性は高くありませんが、  
今後3年以内に、改めて確認してください。**

### 3. 相談窓口

#### a) ブロック塀の建築基準法に関する相談

ブロック塀の所在地	所管する特定行政庁	TEL
長崎市	長崎市建築指導課	095-829-1174
佐世保市	佐世保市建築指導課	0956-25-9629
島原市（住宅等の小規模な建築物に附属するブロック塀）	島原市都市整備課	0957-62-8020
大村市（住宅等の小規模な建築物に附属するブロック塀）	大村市建築課	0957-53-6282
平戸市（住宅等の小規模な建築物に附属するブロック塀）	平戸市都市計画課	0950-22-4111（代）
松浦市（住宅等の小規模な建築物に附属するブロック塀）	松浦市都市計画課	0956-72-1111（代）
五島市（住宅等の小規模な建築物に附属するブロック塀）	五島市建設課	0959-72-6118
時津町 長与町	長崎振興局建設部建築課	095-844-2181（代）
諫早市 大村市*	県央振興局建設部建築課	0957-22-3788
西海市 平戸市* 松浦市* 佐々町 小値賀町 川棚町 東彼杵町 波佐見町	県北振興局建設部建築課	0956-23-1816
島原市* 雲仙市 南島原市	島原振興局建設部建築課	0957-63-5599
五島市*	五島振興局建設部管理・用地課建築班	0959-72-2734
新上五島町	上五島支所建設部管理・用地課建築班	0959-42-1141（代）
杵岐市	杵岐振興局建設部管理・用地課建築班	0920-47-1127
対馬市	対馬振興局建設部管理課建築班	0920-52-0398

※は、島原市、大村市、平戸市、松浦市、五島市が所管する以外のもの

#### b) ブロック塀の調査等の実施に関する相談

関係団体	TEL	
（一社）長崎県建築士会	本部	095-828-0753
	長崎支部	095-826-5514
	佐世保支部（㈱指山建築ファクトリー 内）	0956-22-8329
	諫早支部（㈱地建設計 内）	0957-24-0416
	大村支部（CUBE DESIGN 内）	0957-52-0567
	島原支部	0957-64-2798
	北部支部（（株）新建築設計事務所 内）	0956-63-2151
	五島支部（北島産業㈱ 内）	0959-72-3470
	上五島支部（（株）久家設計事務所 内）	0959-52-4751
	杵岐支部（㈱創栄建設 内）	0920-44-5309
	対馬支部（アガタ設計 内）	0920-52-4664
（一社）長崎県建築士事務所協会	095-826-7010	
（公財）日本建築家協会九州支部長崎地域会（㈱はなプランニング 内）	0920-52-4318	

R4.11 月現在

※ 相談は無料ですが、調査等の実際の作業は有償になります。

※ お近くの会員建築士を紹介いたします、紹介までにお時間をいただくことがあります。